

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郵便振替用紙による振込手数料等	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年1月16日	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 機構団体信用生命保険特約制度を利用する顧客との間の約款において、特約料の払込方法を預金口座振替、クレジットカード払い又は郵便振替と定めている。郵便振替のサービスを提供しているのは株式会社ゆうちょ銀行のみであることから、同社と随意契約したものである。	1,980,448	130円/件ほか	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(JCB)	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年1月21日	株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について、JCBマークの付いたクレジットカードを全て利用可能とするため、当該利用環境を提供できる唯一の会社である同社と随意契約したものである。	決済手数料率 1.078%	決済手数料率 1.078%	100.00%	-	JCBマークの付いたクレジットカード払いの決済業務を行うために必要な利用環境を提供できる唯一の会社であるため、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年1月23日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,625,000	7,625,000	100.00%	---	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年2月20日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,775,000	7,775,000	100.00%	---	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
資産自己査定システム及び賃貸融資期中管理システムの部門システム統合基盤への移行業務	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年2月27日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15	政府調達規程第11条第2項 本件は、自己査定システムのアプリケーション及びデータベースを統合基盤へ移行する業務を委託するものである。本システムのパッケージソフトウェアの著作権は同社に帰属しており、第三者に著作物の利用許諾を付与していない。よって、アプリケーション及びデータベースを統合基盤へ移行する業務を、同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約するものである。	98,649,900	98,649,900	100.00%	---	本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者の利用許諾を付与していないことから、アプリケーション及びデータベースを統合基盤へ移行する業務を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度決算の退職給付債務の計算の委託契約	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年2月27日	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、年度決算の貸借対照表に退職給付引当金を計上するために必要な退職給付債務の計算を委託するものである。 退職給付債務の計算には、当機構のほか他法人も加入している公庫企業年金基金全員の加入者情報(性別、生年月日、公庫厚生年金基金及び公庫企業年金基金加入日等)が必要であり、これらの情報を把握できるのは公庫企業年金基金しかない。公庫企業年金基金は、同基金の規約(厚生労働省認可)に基づき、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するには、公庫企業年金基金が加入法人からの退職給付債務の計算の申し出があった場合に、当該計算を行うことを認めている契約相手方に委託するしかできないため、同社と随意契約したものである。	2,086,560	2,086,560	100.00%	---	退職給付債務の計算には、当機構のほか他法人も加入している公庫厚生年金基金全員の加入者情報(性別、生年月日、公庫厚生年金基金加入日等)が必要であり、これらの情報を把握できるのは公庫厚生年金基金しかない。公庫厚生年金基金は、同基金の規約(厚生労働省認可)に基づき、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するには、公庫厚生年金基金が加入法人からの退職給付債務の計算の申し出があった場合に、当該計算を行うことを認めている契約相手方に委託するしかできないため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
総合住宅ローンシミュレーションの保守	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月4日	スミセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構HPIに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの保守業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約したものである。	1,477,440	1,477,440	100.00%	---	本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
事務所賃貸借	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月4日	ヨシコン株式会社 静岡県静岡市葵区常盤町1-4-12	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	1,404,408	1,404,408	100.00%	---	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借等	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月5日	金沢中央ビルディング株式会社 石川県金沢市丸の内4-12	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	28,119,153	賃料 1,580,403円/月 ほか	100.00%	---	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月6日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,750,000	1,750,000	100.00%	---	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月6日	ケネディクス・オフィス投資法人 東京都中央区日本橋兜町6-5	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	---	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所清掃	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月10日	ファースト・ファンリティーズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本町4-4-24	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所ビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	6,285,600	6,285,600	100.00%	---	契約相手方が、共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるをえないものである。	19	
事務所清掃	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月13日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15	会計規程第25条第1項 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	1,812,828	清掃費 143,077円/月ほか	100.00%	---	契約相手方が、共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるをえないものである。	19	
事務所賃貸	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月16日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
金融・地域・経済データに係るデータベース	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月16日	株式会社日本経済新聞 デジタルメディア 東京都千代田区大手町1-3-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構の営業推進、事業運営に資する地域別データベースの構築に必要な情報サービスの提供を受けるものである。機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域（土地・人口・世帯、就業構造、県民経済計算、所得・労働力調査、事業社数、金融、生活・文化、住宅着工、地価など）の調査分析を、同社から提供されるデータにより行ってきており、継続して蓄積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	2,671,574	パッケージ料金 210,600円/月ほか	100.00%	---	機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域の調査分析を、同社から提供されるデータにより行ってきており、継続して蓄積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社との随意契約によらざるをえないものである。	12	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月18日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	11,250,000	11,250,000	100.00%	---	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
与信ポートフォリオ管理システムの業務アプリケーション保守運用業務	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月19日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区神田錦町1-19-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステムの保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	10,342,080	10,342,080	100.00%	---	本システムは、同社のソフトウェアを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものであり、同社が、契約書上、知的財産権を保有しているソフトウェアを使用していることにより第三者による変更ができないことから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
事務所賃貸借	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月20日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	---	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
金融情報サービスの利用	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月26日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行するために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	8,328,096	8,328,096	100.00%	---	機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	12	
文書管理システムの保守管理	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月26日	ココYS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35	会計規程第25条第1項 文書管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	5,688,662	5,688,662	100.00%	---	本システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記情報サービスの利用	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月31日	一般財団法人民事法律協会 東京都千代田区内神田1-13-7	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	12,081,223	利用料金 337円/件	100.00%	---	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同協会との随意契約によらざるをえないものである。	12	
ALMリスク分析に係る運用支援業務	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月31日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区麹町2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローンの期限前償還予測を精緻化するために平成20年度に構築した新时期前償還モデル及び当該モデルを用いたキャッシュフロー展開に係る運用支援業務を委託するものである。当該モデルに係る著作権は同社に帰属しており他に開示することは不可能であることから、本件に係る運用支援業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	5,443,200	5,443,200	100.00%	---	本期限前償還モデルに係る著作権は同社に帰属しており、他に開示することは不可能であることから、本件に係る運用支援業務を実施することができるのは同社との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月31日	関電不動産株式会社 大阪府大阪市北区中之島6-2-27	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借等	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月31日	春日興産合同会社 大阪府吹田市桃山台3-29-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	3,815,544	賃料 217,806円/月 ほか	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借等	契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成27年3月31日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区京橋2-4-12	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成27年6月末時点の情報に基づき作成。